

平成29年度第3回IR実務担当者連絡会
発表資料(2017年10月27日)

大学評価担当者がみる 日本の大学評価の展開

—アメリカの適格認定を参考にして—

藤原 将人(立命館大学)

本発表の構成

課題の設定

1. 日本の大学評価の進展
2. アメリカの大学評価の進展
3. 大学評価の進展とその意義

課題の設定

—大学評価を歴史的にみる

- 大学評価やIR(インスティテューショナル・リサーチ)に直接従事する担当者にとって、日本の大学評価の意義や特徴を知ることは重要
- 本発表では、日本の大学評価の動向をアメリカの適格認定(アクレディテーション)の動向も参照しながら歴史的にたどり、日本の大学評価—とくに認証評価制度の改革課題を整理、検討
- 自分たちの仕事を、歴史的な観点、国際比較の観点から相対的に位置づけてみる

課題の設定

ー適格認定(アクレディテーション)とは

- アメリカで発達してきた仕組みー大学主導の大学評価
 - ー その最大の特色とねらいは任意団体の同僚評価(ピア・レビュー)による教育研究水準の維持・向上
 - ー 連邦政府や州政府の権限が相対的に弱く、主に地域別適格認定協会や専門分野別適格認定協会が第三者評価の役割を果たす大学評価制度(江原、2010年、243頁)
- 日本はこの仕組みを出発させて半世紀以上が経過
 - ー 戦後、大学基準協会はアメリカの適格認定(アクレディテーション)をモデルに会員資格審査を実施
 - ー 日本の認証評価制度(2004年度)の英訳名は“accreditation”。日本の認証評価機関は、アメリカの適格認定協会を模倣して導入
- 近年ではヨーロッパ各国でも適格認定を導入

課題の設定

— 具体的なねらい

- 発表者は第2次世界大戦後の日本で適格認定が制度的な基礎をかためた時期から、それが成立・実施されるまでの適格認定の形成と大学の活動の過程について分析
- それらの知見をふまえつつ、日本とアメリカの大学評価—主に適格認定の展開過程と大学の活動に注目
- 以下では大学評価の実施の経緯をたどり、①大学評価はどのように進展してきたのか、②それに対して大学はどのように対応したのか、③大学にとって大学評価はいかなる意味をもつのかを明らかにしたい

1. 日本の大学評価の進展

(1) 戦後「適格認定」形成とその背景

- 日本では戦後の学制改革の一環として、連合国の占領下で進められた教育改革とアメリカの教育制度の影響を強く受けて適格認定が形成された
- この制度は大学の量的拡大と質的充実への対応策としての性格をもったものだった
 - 新制大学の設置(1948年～)と進学需要の増大
 - 一般教育の実施という教育面の変化

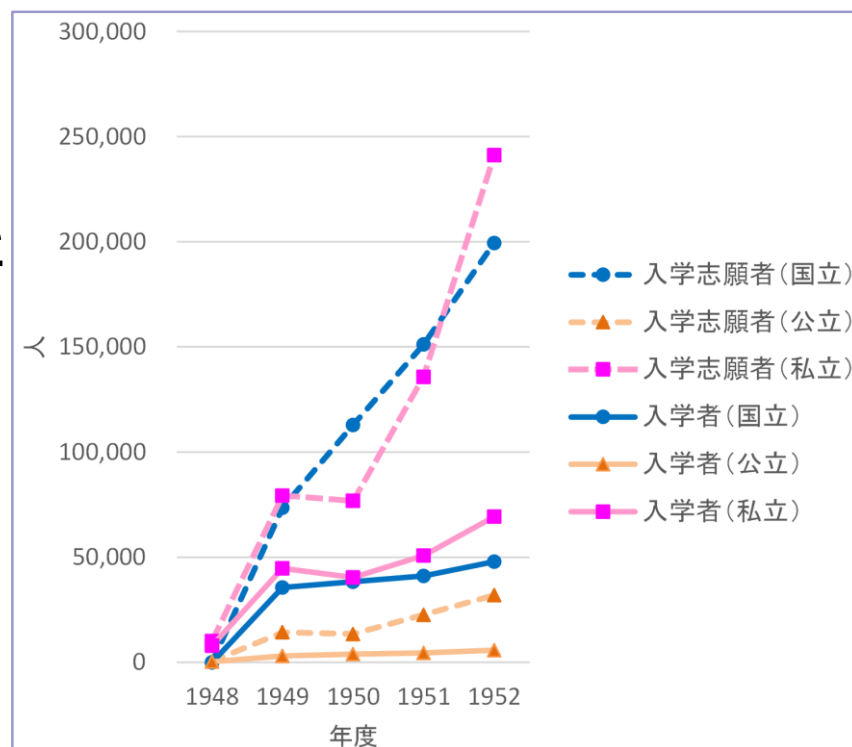


図1 新制大学の志願者数・入学者数の推移

(出所)文部省年報各年度版より作成。

1. 日本の大学評価の進展

(1) 戦後「適格認定」形成とその背景

- 適格認定は大学基準協会(1947年設立)の①大学基準の制定(同年)、②会員資格審査の実施(1951年)により始動

表1 「大学基準」(抜粋)

第一 趣旨[略]
 第二 基準
 一、大学はその設置の目的、使命を明示しなければならない。
 二、大学に於ける学部の設置は左の基準に依る。
 [中略]
 一一、大学の資産並に維持経営の方法は次の基準に依る。[後略]

(出所)『『大学基準』及びその解説 1947年12月』大学基準協会所蔵資料より作成。

表2 大学基準協会の会員資格審査に関する審議状況と委員構成(概要)

年	会員資格審査に関する審議状況	審議委員会の全般的な委員構成(発足時)
1948	制度の立案	官立: 東京大学 京都大学 東北大学 大阪大学 神戸経済大学 千葉大学 東京工業大学 東京文理科大学 東京商科大学 公立: 大阪商科大学 私立: 慶應義塾大学 早稲田大学 明治大学 法政大学 中央大学 日本大学 上智大学 関西大学 関西学院大学 同志社大学 立命館大学
1949	規定化	
1950		
1951	準備と実施	
1952		

(出所) 藤原、2017年、223頁の表1、224頁の表2を一部改訂。

1. 日本の大学評価の進展

(1) 戦後「適格認定」形成とその背景

- 1951年度に最初の会員資格審査が実施される
 - 審査対象となった46大学のうち、38大学が「大学基準」に適合するとして1952年度初頭に大学基準協会の会員となった
 - その後の同審査の性格は、同協会が「会員以外の大学または会員大学の[中略]未登録学部に対して行う審査」
(大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』1957年、170-171頁)
 - 審査の件数は初年度に最も多く、以降は同協会の会員大学の未登録学部や、非会員大学の申請の希望の有無などに左右された

表3 会員資格審査による合格判定校
(1951-1955年度)

年度	設置形態	学校数	登録学部数
1951	国	18	55
	公	2	2
	私	18	49
1952	国	2	3
	公	1	1
	私	3	3
1953	国	0	0
	公	0	0
	私	2	2
1954	国	3	9
	公	1	1
	私	6	8
1955	国	1	1
	公	0	0
	私	0	0

(出所) 大学基準協会十年史編纂委員会編、1957年、167-176頁より作成。

1. 日本の大学評価の進展

(1) 戦後「適格認定」形成とその背景

- 設置認可に比べて厳格に実施
 - 「大学設置審議会[の設置認可]よりは、相当厳しい決裁」だったとの会員資格審査委員会委員長・大学設置審議会委員の証言
(大学基準協会『会報』第13号、1952年、25頁)
- 大学関係者が重視—相対的な威信の上昇・低下を問題視
 - 「Aクラスの大学という認可は昇格後五年経つて大学基準協会になされ、それに合格した大学のみ世界水準に匹敵」
(「単科大学の増大へ 学生案殆ど無視 Aクラス昇格は五年後査定」『学園新聞』京都大学新聞社、1948年2月2日)
 - 「[会員資格審査により]本学は、他の有名校とならんでA級大学の列に加わった」
(上智大学編『上智大学五十年史』、1963年、160頁)

1. 日本の大学評価の進展

(2) 戦後「適格認定」への大学の対応

- 適格認定に関する体制の構築—関西地区における連携の始動
 - 大学設立基準設定協議会近畿地区委員会の設置(1947年5月): 官公私立15校
 - » 上記協議会(大学基準協会の前身)の、全国6地域の連絡機関設置を契機
 - » 委員会と中央との連絡、要望や意見の提出、地区代表・委員の推薦など
 - 関西四大学長懇談会の設置(1947年7月): 関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の「関西四大学」
 - » 同懇談会では各校の共通課題として適格認定の対応が協議された
 - 協議事項は学長などにより、各校の大学評議会などで報告
 - 適格認定が、各校の一般教育や教員組織の整備や充実などに結びつく
 - いずれも大学の長など代表者からなる委員構成
 - 各大学は連携を通じて適格認定を進める主体になるとともに、政策動向に対して共同して臨みながら、対策を講じて影響力を行使

1. 日本の大学評価の進展

(2) 戦後「適格認定」への大学の対応

- 個別大学の適格認定への対応—個々の大学内部における質的变化をともなう契機になった
 - 立命館大学の事例:「大学基準協会の会員校審査ともからんでいた」、「一般教育の緊急対策」を大学協議会(1951年12月)で協議
 - » ①一般教育の「[人文科学、社会科学、自然科学]各系列の学科目を[中略]整備統合し、各学部共通とする」原則と、②「対策委員会を設けて、速やかに教員組織を充実すること」を決定

(立命館百年史編纂委員会編『立命館百年史(通史二)』2006年、695-696頁; 立命館大学所蔵資料)

- 大学代表者の対応
 - 多数の旧制大学の代表者は、大学基準協会では委員として会員資格審査の実施に関わる一方で、大学の代表として同審査に対応する立場にもあった

1. 日本の大学評価の進展

(3) 大学設置基準の制定と適格認定

- 大学設置基準の制定(1956年)以降、設置認可行政がより制度的な比重を増し、適格認定の役割は相対的に弱められる
- しかし適格認定の成立と実施は、新制大学の量的拡大と教育内容の変化という、戦後の学制改革の延長線上に生じ、大学設置基準制定に至るまでの大学に変化をもたらすものであった
- 戦後の適格認定は、一面では政策動向の影響を受けながらも、他面では教育研究の環境変化に対する大学自体の改革意欲と活動とによって進められていたと評価できる

1. 日本の大学評価の進展

(4)現在の大学評価制度

表4 大学評価制度導入の経緯

事項	概要
大学設置基準の大綱化(1991年)	「事前規制方式」の緩和と引き換えに、「自己点検・評価」の努力義務化
自己点検・評価による第三者評価の実施(1996年以降)	大学基準協会が大学の自己点検・評価を基礎とする大学評価を実施
大学設置基準の改正(1999年)	自己点検・評価の実施と公表の義務化、自己点検・評価の外部者による検証の努力義務化
認証評価制度、国立大学法人評価制度の開始(2004年)	大学の自己点検・評価に基づく第三者による評価の義務化
認証評価2期目の開始(2011年)	大学基準協会などが内部質保証を評価基準に設定
認証評価3期目の開始(2018年)	関係省令改正(2016年)も受けて内部質保証をさらに重視

(出所)関、2017年、18頁の表2を一部改訂。

1. 日本の大学評価の進展

(5) これからの認証評価

• 3期目(2018年度～)の認証評価制度

- 内部質保証、3つの方針、学生の学修成果の評価の重視
- 大学評価基準に共通して定める事項の追加

(中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」
(2016年3月);関係省令の改正(2017年4月施行))

表5 各認証評価機関が定める大学評価基準(2018年度)

大学改革支援・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構
基準1 大学の目的	基準1 理念・目的	基準1 使命・目的等
基準2 教育研究組織	基準2 内部質保証	基準2 学生
基準3 教員及び教育支援者	基準3 教育研究組織	基準3 教育課程
基準4 学生の受入	基準4 教育課程・学習成果	基準4 教員・職員
基準5 教育内容及び方法	基準5 学生の受け入れ	基準5 経営・管理と財務
基準6 学習成果	基準6 教員・教員組織	基準6 内部質保証
基準7 施設・設備及び学生支援	基準7 学生支援	
基準8 教育の内部質保証システム	基準8 教育研究等環境	(注)上記以外に、大学が個性・特色としている領域に
基準9 財務基盤及び管理運営	基準9 社会連携・社会貢献	関して独自基準を設定可能
基準10 教育情報等の公表	基準10 大学運営・財務	

(出所)関、2017年、18頁。

2. アメリカの大学評価の進展

(1) 適格認定の制度

- 適格認定協会(任意団体)の適格認定により大学の教育研究水準の確保がめざされる
 - それぞれの適格認定の実施の背景・経緯、運用は多様
 - 大学の自己評価を基礎に、評価基準によって周期的に評価
- 協会のほとんどは連邦教育省(USDE)または高等教育適格認定協議会(CHEA:非政府組織)の認証を受ける
 - 連邦政府のFinancial Aid Program(給付型奨学金の受給資格、学生ローン、親が借りるローン、税制の優遇措置など)と連結

表6 アメリカの適格認定協会(概要)

種類	内容
①地域別適格認定協会	6機関。大学全体を評価の対象とする機関別評価を実施。大学は所在地域を管轄する協会に申請(別表参照)
②専門分野別適格認定協会	教育プログラムや学内組織を評価対象とする専門分野別評価(医学や法学、工学、経営学、教員養成など)を実施

(出所)江原、2015年、262頁より作成。

2. アメリカの大学評価の進展

(2) 適格認定の歩み

- 従来、適格認定では入学者の特徴や既存の資源、教育研究組織、施設設備などのインプット条件を重視
 - 1980年代以降、**アカウンタビリティ(説明責任)**の浸透
 - 教育プログラムの有効性、学生の学習成果を重視
 - » 学習成果に関する基準設定の見直し: 中部地区、北西部地区、西部地区の適格認定協会
 - 1992年の高等教育法改正以降、**連邦政府の介入の強化**
 - 改正を契機にCOPA(適格認定協会の加盟団体)解散(1993年)。新しい組織(NPB)を経て、現在のCHEA(1996年設立)に繋がる
 - その目的の1つは政府へのロビー活動強化
 - » CHEA Purposes: A primary national voice for accreditation and quality assurance to the U.S. Congress and U.S. Department of Education.
- (江原、2010年、262-268頁; 福留、2005年、170頁; 福留、2007年、78-79頁など)

2. アメリカの大学評価の進展

(3) 現在の適格認定と大学側の取り組み

- 2006年スプリングズ・レポート(連邦教育長官諮問委員会)
 - 適格認定協会と連邦政府への数値データの提出
- IR(インスティテューショナル・リサーチ)
 - IR部署は「自己点検報告書の作成、そして学内の適格認定対策の委員会の運営」に関与
(本田、2011年、18頁)
- IE(インスティテューショナル・エフェクティブネス)の動向
 - 南部地区適格認定協会による高等教育機関の「目標に照らして成果を検証するプロセス」の評価(1980年代後半～)
 - 大学は評価プロセスを明示
(小湊・佐藤、2014年、21頁)
- 教育評価の重視
 - 各大学でも学部や学科の組織単位の教育プログラム評価を実施

3. 大学評価の進展とその意義

(1) 考察

- 大学評価には時間の経過と変化がある
 - 日本では戦後、大学自体が適格認定の成立と実施に貢献すると同時に、大学の教育研究を充実させる対応もとっていた。現在の認証評価は法律により制度化されながらも大学の自己点検・評価を中核にしている
 - アメリカでも、あくまで大学評価は大学側が自律的に行うことを前提としながらも、適格認定協会や州政府の要求事項を評価基準に盛り込み適格認定を実施している
 - このような適格認定や大学評価の動きに対応して、大学側の動きも変化してきた
- 大学評価の進展は世界的な潮流
 - 大学評価の構造や種類、方法などは国によって多様だが、国の関与の増大傾向

3. 大学評価の進展とその意義

(2) 課題と展望

- 大学評価は何よりも大学自体の主体的な活動であって、能動的に捉えなおすことが重要な意味をもつ
- 今後は大学と認証評価機関との連携・協働が重要
- 現在はさまざまな立場からの大学改革が求められている
- そのような観点からすれば、担当者ひとりひとりが主体的、具体的な大学評価の展開とその方法とを見いだすことが必要であろう

【主要参考文献等】

- 江原武一『転換期日本の大学改革—アメリカとの比較』東信堂、2010年
- 小湊卓夫・佐藤仁「大学評価とInstitutional Effectiveness—IRの役割をめぐって—」大学評価コンソーシアム『米国IR事情勉強会実施報告書』、2014年、7-27頁
- 関隆宏「初めて評価を担当される方へ（前編）」情報誌『大学評価とIR』第8号、2017年、15-32頁
- 福留東土「米国アクレディテーションにおけるアウトカム評価の動向」広島大学高等教育研究開発センター編『高等教育の質保証に関する国際比較研究』（COE研究シリーズ16）広島大学高等教育研究開発センター、2005年、161-188頁
- 福留東土「米国におけるアクレディテーションと連邦政府の関係」広島大学高等教育研究開発センター編『大学改革における評価制度の研究』（COE研究シリーズ28）広島大学高等教育研究開発センター、2007年、75-90頁
- 藤原将人「戦後『適格認定』制度の実施と私立大学—大学基準協会『会員資格審査』をめぐる関西四大学の活動過程—」『高等教育研究』第20集、2017年、219-238頁
- 藤原将人「戦後新制大学移行の流れにおける『適格認定』の形成と関西四大学—『適格認定』実施に向けた私立大学群の活動の過程」『大学教育学会誌』第37巻第1号、2015年、95-104頁
- 本田寛輔「アメリカのIRと日本への示唆」『IDE現代の高等教育』No.528、2011年2-3月号、2011年、17-25頁

【謝辞】

- 発表にあたり、畠田敏行先生（茨城大学）、藤原宏司先生（山形大学）、諸先生にはご助言を賜った。記して謝意を表したい。